

## 平成 26 年度特定調達品目に関する検討方針・課題（案）

平成 26 年度における特定調達品目及びその判断の基準等の見直しに係る検討方針・課題等の概要は、以下のとおり。

### 1. 専門委員会の設置及び検討について

平成 25 年度の第 3 回特定調達品目検討会において合意された、重点検討事項候補の中から、「プレミアム基準の活用に係る専門委員会」を設置し、検討を行うこととする。なお、専門委員会における検討内容等については、[資料 5](#) 参照。

### 2. 品目の追加等の検討について

#### **(1) 平成 26 年度募集の新規提案について**

例年どおり、6 月 2 日から 6 月 27 日の約 1 ヶ月間、特定調達品目に係る提案募集（物品・役務及び公共工事）を実施したところ、物品 31 品目、役務 3 品目、公共工事 11 品目の計 45 品目の提案があった。なお、主な提案品目に係る検討方針等については、[資料 4-2](#) 参照。

#### **(2) 公共工事のロングリスト掲載品目について**

公共工事の分野において、平成 26 年度の特定調達品目の追加、見直しに反映されなかったもののうち、継続検討品目群（ロングリスト）として整理され、公表を行うことについて提案者の了解を得た 28 提案<sup>1</sup>について引き続き検討を実施。

### 3. 物品及び役務に係る見直し対象品目について（新規提案以外）

平成 25 年度第 3 回検討会において了承の上、公表された「特定調達品目の見直し等に係る検討方針」に示された考え方に則し、本検討会における検討を踏まえ、適切に見直しを実施する。また、平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間における現行の物品及び役務に係る特定調達品目の見直しスケジュールについても併せて示されており、本年度の見直し対象品目は 23 品目となっている（[資料 3 別紙](#) 参照）。

見直しスケジュールに示された対象品目に係る検討方針等の概要は、以下のとおり。

なお、検討に当たっては、国等の機関の調達実績、見込まれる環境負荷低減効果等を踏まえ、国内外の環境ラベルや政府調達制度等の環境負荷項目・基準との整合を考慮し、妥当性を検証の上、適切に実施するものとする。

---

<sup>1</sup> うちロングリスト掲載品目への追加提案 20 品目

## (1) OA 機器

### ① 画像機器

- コピー機等 3 品目、プリンタ等 2 品目、ファクシミリ及びスキヤナの画像機器について、複合機化の進展、国際エネルギースタープログラムにおける対象機器の定義、エコマーク商品類型における定義等を踏まえ、画像機器としての対象範囲及び判断の基準等の統一化等の可能性について検討
- 提案募集において複数の品目の判断の基準等の見直しに係る提案が出されていることから、当該提案内容を踏まえ検討

### ② 電子計算機

- 現行の電子計算機（コンピュータ）の省エネルギーに係る判断の基準として平成 23（2011）年度を目標年度とする省エネ法のトップランナー基準を準用しているところ<sup>2</sup>。他方、本年 7 月 1 日より国際エネルギースタープログラム Ver6.0 が施行されたことから、判断の基準等の見直しの可能性について検討
- いわゆるタブレット端末等の出荷が増加・拡大している状況にあることから、国等の機関の調達状況等を踏まえ、対象範囲の見直しの可能性について検討

### ③ 一次電池又は小形充電式電池

- 一次電池又は小形充電式電池については、平成 18 年度に特定調達品目に追加。平成 21 年度に JIS 規格の基準を適用している一次電池のみ判断の基準の改定を実施。特定調達物品等の市場への供給状況等を踏まえ、判断の基準等の見直しの可能性について検討

### ④ シュレッダー

- シュレッダーについては、裁断モーターの出力別に待機電力に係る判断の基準を設定。平成 15 年の設定当初から判断の基準が変更されていないことから、特定調達物品等の市場への供給状況等を踏まえ、判断の基準等の見直しの可能性について検討
- 電子磁気媒体の裁断に対応した機器について対象範囲への追加の可能性について検討

### ⑤ 電子式卓上計算機

- 電子式卓上計算機については、太陽電池の使用及び再生プラスチックの使

---

<sup>2</sup> 目標年度におけるエネルギー消費効率は基準年度（平成 19（2007）年度）に比べ 85%の大幅改善。  
資料：「2011 年度目標基準の機器に関する効率改善状況について」総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会（第 19 回）（書面審議）

用に係る判断の基準が設定されているところ。特定調達物品等の市場への供給状況等を踏まえ、判断の基準等の見直しの可能性について検討

## (2) 移動電話（携帯電話、PHS）

- 移動電話（携帯電話、PHS）については、平成 21 年度に特定調達品目として追加。特定調達物品等の市場への供給状況等を踏まえ、従来品目の判断の基準等の見直しの可能性について検討
- 現在主流となりつつあるスマートフォン等の多機能携帯電話は当時対象として想定されていなかったことから、これら多機能携帯電話の対象範囲への追加の可能性について検討

## (3) 家電製品（電子レンジ）

- 電子レンジについては、平成 20（2008）年度に省エネ法のトップランナー基準の目標年度を迎えたところであり<sup>3</sup>、ほとんどの製品が基準をクリアしていることから、判断の基準等の見直しの可能性について検討

## (4) 温水器等

- ガス温水機器及び石油温水機器については、平成 18（2006）年度にトップランナー基準の目標年度を迎え、省エネ法のトップランナー基準に関する検討の準備が行われているところ。また、ガス調理機器についても平成 20（2008）年度に目標年度を迎えているところ
- これら温水器等に関しては、省エネ法のトップランナー基準の改定状況を注視しつつ、見直しの可能性について検討

## (5) 照明（電球形 LED ランプ）

- 電球形 LED ランプについては、技術開発や市場への普及が著しい品目であり、また、平成 25 年 11 月に新たに省エネ法のトップランナー制度の対象（特定エネルギー消費機器）となったところから、製品の市場の状況等を踏まえランプ効率に係る判断の基準の強化等の可能性について検討
- 電球形 LED ランプ以外の照明器具、蛍光灯について並行して検討
- LED 照明を中心に各種 JIS 規格の制定が順次行われていることから、その適用について検討

## (6) 自動車等（ETC 対応車載器、カーナビゲーションシステム）

- ETC 対応車載器及びカーナビゲーションシステムについては、平成 14 年度に特定調達品目として追加
- カーナビゲーションシステムについては、燃費表示やエコドライブ案内、エコルート案内等の機能の付加による燃費向上の期待。自動車に係る配慮

<sup>3</sup> 目標年度におけるエネルギー消費効率は基準年度（平成 16（2004）年度）に比べ 10.5%の改善

事項との整合を考慮しつつ、新たな評価項目の設定等の判断の基準等の見直しの可能性について検討

## (7) 役務

### ① 省エネルギー診断

- 省エネルギー診断については、平成 13 年度の法施行当初から特定調達品目であるが、判断の基準等の見直しは未実施。現行の判断の基準に掲げられている省エネルギー診断を行う技術資格や省エネルギー診断の内容等について、現状を踏まえた見直しの可能性について検討

### ② 印刷

- 印刷については、デジタル印刷に使用されるインク、トナー等をはじめとした古紙リサイクル適性ランクの評価及びランクリスト<sup>4</sup>の業界団体における検討状況を踏まえ、判断の基準等の見直しに係る検討を実施

### ③ クリーニング

- クリーニングについては、平成 22 年度に特定調達品目として追加。事業者の環境負荷低減に向けた取組の進展等を踏まえ、判断の基準等の見直しの可能性について検討

## (8) 見直しスケジュールに示された品目以外

本年度の見直しスケジュールに対象品目として示された上記 23 品目のほか、現時点においては、テレビジョン受信機及びノンフロン製品又は低 GWP 製品に係る判断の基準等の見直しについて検討を実施する。

### ① テレビジョン受信機

- 液晶テレビ及びプラズマテレビに係る省エネ法の多段階評価基準値が本年 6 月に改定施行されたことから、見直し年度を早め、本年度見直しを検討
- ブラウン管テレビについては、平成 22 年以降の出荷実績が確認されていないことから、対象からの削除について検討

### ② ノンフロン製品又は低 GWP 製品

- フロン類の製造から廃棄に至るまでのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を推進する改正フロン法<sup>5</sup>に基づき、フロン類使用製品について、ノンフロン・低 GWP 化を促進する観点から、市場の動向等を踏まえ、フロン類を使用した品目に係る判断の基準等の見直しを検討（分野横断的事

<sup>4</sup> 公益財団法人古紙再生促進センター作成、一般社団法人日本印刷産業連合会運用。平成 24、25 年度年度の 2 箇年にわたり、デジタル印刷物のリサイクル適性に関する調査を実施

<sup>5</sup> フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

項)

### **(9) 経過措置設定品目**

上記の見直し対象品目を含め、経過措置を設定している品目について、製品の供給状況等を踏まえ、経過措置の終了の可否について適切に判断。

### **(10) 配慮事項の見直し**

上記(1)～(8)に示した本年度の見直し対象品目に設定されている配慮事項については、可能な限り配慮事項の内容の定量化又は明確化を図るとともに、「プレミアム基準の活用に係る専門委員会」における検討状況等を踏まえ、プレミアム基準の活用にあ資するよう検討を実施する。

## **4. グリーン購入の推進に関する事項**

### **(1) 環境負荷低減効果等について**

グリーン購入の実施による環境負荷低減効果の評価及び環境物品等の市場動向の把握を実施する。

- グリーン購入による環境負荷低減効果
  - 国等の機関グリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減をはじめとした環境負荷低減効果について可能な範囲で試算
  - グリーン購入の実施による我が国全体の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

### **(2) グリーン購入の推進について**

グリーン購入の推進に向けて、以下の内容に取り組むものとする。

- 調達者の手引きの改定
  - 調達者が各特定調達品目の調達に当たって確認すべき項目や判断の基準等について解説した「グリーン購入の調達者の手引き」への品目の追加・記載内容の変更等の改定
- 地方公共団体（特に町村）、事業者等への普及・啓発
  - 取組ガイドライン、マニュアルの整備・活用
  - 地方ブロック別説明会の活用等
- プレミアム基準の活用、プレミアム基準策定ガイドラインの普及促進
  - プレミアム基準の活用に係る専門委員会における検討を踏まえ、プレミアム基準策定ガイドラインの本格的な普及促進（引き続き国等の機関への周知・普及、地方公共団体及び事業者等への情報提供）

特定調達品目（物品及び役務）に係る分野別見直しスケジュール（平成26～30年度）

資料3別紙

分野	見直し着手予定年度					備考
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	
見直し品目数	23品目	28品目	26品目	20品目＋文具・家具	11品目	
紙類		トイレトペーパー、ティッシュペーパー		コピー用紙、フォーム用紙、IJ用紙、印刷用紙2品目		
文具類				全品目		
オフィス家具等				全品目		
OA機器	コピー機等3品目、電子計算機、プリンタ等2品目、ファクシミリ、スキャナ、一次電池及び小形充電式電池、電卓、シュレッダー	トナーカートリッジ、インクカートリッジ	デジタル印刷機、掛時計	ディスプレイ、記録用メディア、磁気ディスク装置	プロジェクタ	一部エコマーク基準なし（ファクシミリ、スキャナ、磁気ディスク装置、シュレッダー、電池、電卓） コピー機等はエコマークではH29年度改定
移動電話	携帯電話、PHS					エコマーク基準なし（携帯電話、PHS）
家電製品	電子レンジ	電気冷蔵庫等3品目、電気便座	テレビジョン受信機			エコマーク基準なし（電気冷蔵庫等、電気便座、電子レンジ） テレビはエコマークではH32年度改定
エアコンディショナー等		エアコン、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ				エコマーク基準なし（エアコン、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ）
温水器等	ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器				ヒートポンプ式電気給湯器	エコマーク基準なし（ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器）
照明	電球形LEDランプ	蛍光灯照明器具、LED照明器具			LEDを光源とした内照式表示灯、蛍光灯（直管）、電球形蛍光灯	エコマーク基準なし（器具3品目、蛍光灯、電球形蛍光灯） 電球形LEDランプはエコマークではH31年度改定
自動車等	ETC、カーナビ	乗用車用タイヤ	自動車	2サイクルエンジン油		エコマーク基準なし（自動車、ETC、カーナビ、タイヤ）
消火器				消火器		
制服・作業服		制服、作業服、帽子				
インテリア・寝装寝具		カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん		ベッドフレーム、マットレス	タイルカーペット	
作業手袋		作業手袋				
その他繊維製品		集会用テント、モップ	ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕			
設備			生ゴミ処理機、節水機器	日射調整フィルム、太陽光発電システム、燃料電池	太陽熱利用システム	エコマーク基準なし（燃料電池、日射調整フィルム） エコマークでは太陽熱利用システムはH33年度改定、 太陽光発電システムは対象範囲が異なる
災害備蓄用品			災害備蓄用品10品目			エコマーク基準なし（繊維製品は上記参考）
役務	印刷、省エネ診断、クリーニング	飲料自動販売機設置	庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、害虫防除	輸配送、旅客輸送、引越輸送、タイヤ更生、自動車整備	会議、小売業務、食堂、蛍光灯機能提供業務	エコマーク基準なし
公共工事（参考）			間伐材、再未利用木材等使用製品、木材ボード、節水型機器	土木製品、タイル・ブロック	建築製品	エコマーク基準なし（盛土材、塗料、建具サッシ、ドア、建設機械、工法等）

注1：斜体はエコマーク基準のないもの。下線は現段階におけるエコマーク改定年度より早めたもの  
 注2：環境政策の大枠の方針等を踏まえ、スケジュールの変更はあり得る  
 注3：横断的な見直しは適宜実施することから、そのスケジュールは示していない